

アメリカ法
第21回

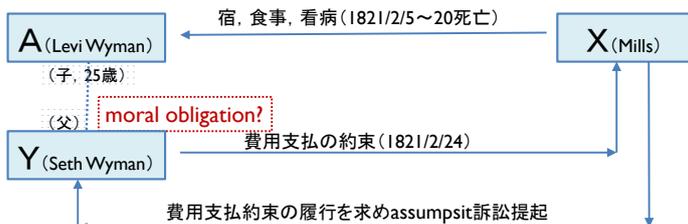
丸山 英二

1

V. アメリカ契約法
3. 約因

2

(3) (c) 過去の約因は無効という原則の例外——道徳的義務
(ロ) 過去の利益受領に基づく約束
Mills v. Wyman, 20 Mass. 207(1825)

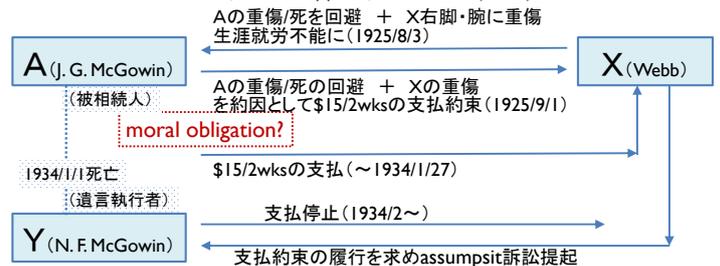


Court of Common Pleas directed a nonsuit. [訴えの却下を指示した。]
Supreme Judicial Court: 原判決支持。

3

(3) (c) 過去の約因は無効という原則の例外——道徳的義務
(ロ) 過去の利益受領に基づく約束

Webb v. McGowin, 27 Ala. App. 82, 168 So. 196(1935)



Circuit Court: 被告側からのDemurrerが認められ、訴え却下。
Court of Appeals: 破棄差戻。[Certiorari denied by Supreme Court.]

4

Webb v. McGowin, 27 Ala. App. 82, 168 So. 196(1935)



5

Webb v. McGowin, 27 Ala. App. 82, 168 So. 196(1935)

4. The averments of the complaint show that in saving McGowin from death or grievous bodily harm, appellant was crippled for life. This was part of the consideration of the contract declared on. McGowin was benefited. Appellant was injured. Benefit to the promisor or injury to the promisee is a sufficient legal consideration for the promisor's agreement to pay.

4. 訴状の主張は、上訴人は、McGowinを死または重大な身体的被害から救う際に、生涯に及ぶ重い障害を負ったことを示している。これは、訴えの根拠である契約の約因の一部であった。McGowinは利益を受けた。上訴人は傷害を被った。約束者に対する利益または受約者に対する損失は、約束者の支払の同意に対する十分な法的約因となる。

5. Under the averments of the complaint the services rendered by appellant were not gratuitous. The agreement of McGowin to pay and the acceptance of payment by appellant conclusively shows the contrary.

5. 訴状が主張するところでは、上訴人が提供した行為は無償のものではなかった。 McGowinの支払の同意および上訴人による支払の受領は、その逆であることを終局的に証明している。

6

神戸大学法科大学院アメリカ法教材(5)-4 丸山英二

In re Hatten's Estate, 233 Wis. 199, 288 N.W. 278 (1939)

身寄りのない高齢男性
A (Wm H. Hatten)
(被相続人)
1937.3.30, 81歳で死亡

\$6,000と評価される
団楽, 食事, 自動車による交通の便など(1931-37)

64歳(1932~未亡人)
X (B. E. Monsted)

\$25,000の約束手形振出(1937.1.21, 支払日1年後)

moral obligation?

Y (遺産管理人)

支払拒否
訴訟提起

Circuit Court : 請求認容。
Supreme Court of Wisconsin: 同裁の先例の判旨「約束者が、価値、すなわち、実質的な金銭的利益を受領し、それによって、受領したものに対する代償を支払う道徳的義務が約束者に生じる場合には、それが、約束者の代償支払約束を支持する十分な要因となる」などを引用して、原判決支持、上告棄却。

7

Restatement 2nd § 86, comment b. 要旨

リステイトメントの注釈は、このような約束が拘束力を認められる根拠として、原状回復法上、一方の費用によって他方が利得した場合に利得の償還が必ずしも義務づけられないのは、利益の押しつけの防止、虚偽ないし遠い過去の事実に基づく請求の排除等の考慮が働くからであるが、**事後の約束がある場合には**そのような懸念が払拭されるため、不当利得の返還の要請が優先されることを掲げる。さらに、同様の考慮から、**約束の拘束力の認否の決定に際しては、受領された利益の明確性・実質性、約束がなされる際にとられた形式・様式、約束の一部履行の有無、約束に対する信頼の有無、などが検討要素となりうる**ことを指摘する。

8

(4) 約因の相当性

売主 Y 買主 X

代金\$10,000支払約束
土地引渡約束

土地の評価に比してあまりに安い代金が定められていれば、売主が

- ① 意思能力が十分でなかった
- ② 錯誤に陥っていた
- ③ 騙されていた
- ④ 脅されていた
- ⑤ 不当な影響下にあった

等の理由で、買主側からの救済要求が認められない、制限されることがある。

9

(5) 既存義務の原則と契約の変更

contractor A owner B

アパート建築(2020/7~2021/2)約束
代金\$500,000(2021/3)支払約束

工事中断

追加代金\$100,000(2021/3)支払約束
アパート完成(2021/2)

代金\$500,000(2021/3)のみ支払
追加代金\$100,000(2021/3)支払請求訴訟?

10

(5) 既存義務の原則と契約の変更

contractor A owner B

アパート建築(2020/7~2021/2)約束
代金\$500,000(2021/3)支払約束

アパート完成(2021/2) + 前庭の整備

追加代金\$100,000(2021/3)支払約束

合計代金\$600,000(2021/3)支払約束

11

(5) 既存義務の原則と契約の変更

contractor A owner B

一旦解除
履行免除約束

アパート建築(2020/7~2021/2)債務
代金\$500,000(2021/3)支払債務
履行免除約束

新契約締結

contractor A owner B

アパート建築(2020/7~2021/2)約束
代金\$600,000(2021/3)支払約束

12

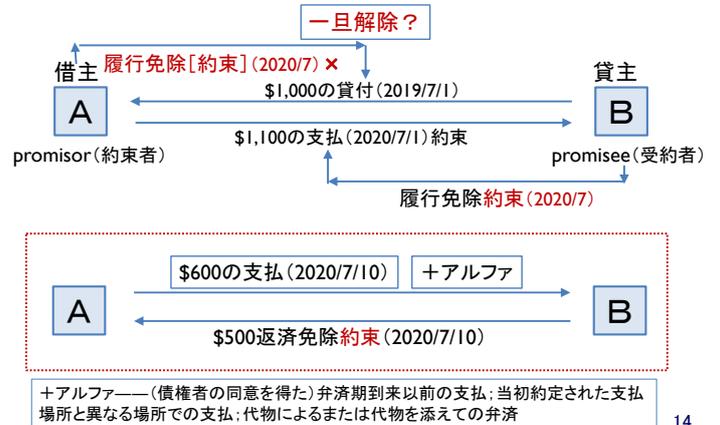
神戸大学法科大学院アメリカ法教材(5)-4
丸山英二

(6) Pinnel's Case の原則ないし Foakes v. Beer の原則



13

(6) Pinnel's Case の原則ないし Foakes v. Beer の原則



14